

令和7年度 第201号 令和7・8年度 甲賀市第10期介護保険事業計画・  
高齢者福祉計画策定支援業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画を一体的に策定するもので、3年を1期とすることが定められており、令和9年度から令和11年度を計画期間とする第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定するための支援業務を委託する。策定にあたっては、高齢者が地域で自立した日常生活を送るために必要な支援や介護サービスの種類ごとの見込み量などを、高齢者の心身状況、置かれている環境などの事情を把握した上で、また、法改正による整合性も確保しながら、作成する必要がある、本業務委託の受託予定者の選定にあたっては、通常の数額的评价に加え、上記内容を加味した総合的な评价とするため、公募型によるプロポーザル方式を採用とする。

この要領は、「令和7年度 第201号 令和7・8年度 甲賀市第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定支援業務委託」にかかる受託候補者を選定するにあたり、公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務委託等の名称

令和7年度 第201号 令和7・8年度 甲賀市第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定支援業務委託

(2) 業務委託等の内容

別紙「令和7年度 第201号 令和7・8年度 甲賀市第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結後5日以内から令和9年3月31日まで

3 見積上限額

8,617,000円（消費税及び地方消費税額を除く。）を上限とする。

（内訳）令和7年度分：3,625,000円

令和8年度分：4,992,000円

上記の金額は、提案内容にかかる業務規模を示すものであって予定価格ではない。なお、提案見積金額は、この限度額（令和7年度分、令和8年度分のそれぞれ）を超えてはならない。見積上限額を上回る金額による提案は失格とする。

4 実施形式

本プロポーザルは、公募型プロポーザル方式とする。

5 予定スケジュール

令和7年6月 3日（火） 公募開始

令和7年6月25日（水） 質問受付期限

令和7年7月 2日（水） 質問に対する回答最終日（ホームページに掲載）

令和7年7月23日（水） 企画提案書等の提出期限

令和7年8月 4日（月） プレゼンテーション審査（予備日：令和7年8月8日（金））

令和7年9月上旬 契約締結

※いずれも、応募状況等により変更する場合がある。

## 6 参加資格

プロポーザルの参加資格は次のとおりとし、公募開始の日を基準日として全ての要件を満たしていること。なお、最優秀候補者決定までの間に要件を満たさなくなった場合及び虚偽の申告を行った場合は失格とする。

- (1) 甲賀市財務規則第112条第3項に基づいて作成された令和7年度の甲賀市入札参加資格者名簿に登録がされていること。
- (2) 甲賀市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の①及び②の要件に該当しないこと。
  - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
  - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (6) 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次の①から⑥までのいずれにも該当しないこと。
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
  - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑥ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

## 7 関係資料の配布方法

- (1) 甲賀市ホームページからのダウンロードを原則とする。  
URL <http://www.city.koka.lg.jp/21449.htm>
- (2) 掲載期間  
令和7年6月 3日（火） 9時から  
令和7年7月23日（水） 17時まで
- (3) 掲載資料
  - ① 公募型プロポーザル実施要領
  - ② 仕様書
  - ③ 【様式1】質問書
  - ④ 【様式2】公募型プロポーザル参加申込書
  - ⑤ 【参考例1】申込者の概要
  - ⑥ 【参考例2】執行体制調書
  - ⑦ 【参考例3】業務実績調書

## 8 説明会

説明会は実施しない。

## 9 質疑・回答

- (1) 提出方法 別添の質問書(様式1)をFAXにより提出すること。  
※ただし、FAXの場合は、必ず電話で送信した旨を伝え、所管課で受信したことを確認すること。
- (2) 提出期限 令和7年6月25日(水)16時
- (3) 提出先 甲賀市 健康福祉部 長寿福祉課(FAX:0748-63-4085)
- (4) 回答方法 ホームページ上にて随時回答する。
- (5) 回答期限 令和7年7月2日(水)17時

## 10 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び甲賀市財務規則等を理解したうえで、次の書類を提出すること。

- ① 申込書 1部(様式2)
  - ② 申込者の概要 1部(参考例1)
  - ③ 企画提案書 正1部、副7部(任意様式)
  - ④ 執行体制調書 1部(参考例2)
  - ⑤ 業務実績調書 1部(参考例3)
  - ⑥ 見積書 1部(任意様式)
- (2) 提出期限 令和7年7月23日(水)17時
  - (3) 提出先 甲賀市役所 健康福祉部 長寿福祉課(甲賀市役所1階)
  - (4) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

## 11 提出書類作成方法

### (1) 企画提案書(任意様式)

- ① 企画提案書には、以下の内容を記載すること。また、記載頁がわかるようにインデックス等を貼り付けること。
  - ア 企画内容の骨子
  - イ 具体的な企画内容
  - ウ 実施スケジュール
- ② 形式は、A4サイズを基本とするが、必要に応じてA3サイズの折り込みを可とする。また、長辺左または上部綴じとする。
- ③ 印刷は両面印刷とし、頁数は、20頁以内とする。
- ④ 提出部数は、正本1部、副本7部とする。
- ⑤ 副本7部には社名等提案者が特定できるような文言、目印は記載しないこと。ただし、正本には社名を記載すること。
- ⑥ 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。

### (2) 見積書(任意様式)

見積書は1部提出すること。これには、仕様書に掲げる業務について、着手から納品まで全てに要する経費とその内訳を明記すること。また、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とすること。

## 1.2 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。

- (1) 企画提案書等をもとに、設定した基準に基づいて、書類及びプレゼンテーション審査により公正かつ厳正に審査を実施し、受託候補者を1者選定する。
- (2) 審査要領に基づく審査については、選定審査項目について審査を行う。
- (3) 下表の各審査項目について、絶対評価で点数をつける。

### ○審査項目及び評価点

審査項目	評価基準	配点
企画提案内容	・本市の地域的条件、人口・交通事情その他の社会的条件及び高齢者の現状を考慮した提案か。 ・介護保険制度の理解は十分か。	30
調査分析力	・調査結果の分析手法の提案が具体的であるか。 ・介護サービスの見込量等の設定への提案は具体的か。	20
情報提供力	・法令例規関連支援の提案は評価できるか。 ・本市の特性を踏まえた情報の収集及び提供方法は適切か。	15
業務遂行能力	・仕様書内容に対し、提案書が的確に構成されているか。	5
業務実績	・企業及び担当者の過去の実績は十分か。	10
業務体制	・業務を遂行できる十分な人員配置、執行体制が確保できているか。 ・個人情報保護体制が確保できているか。	10
経費の妥当性	・業務内容に対して、見積額は妥当か。	10
合 計		100

- (4) 審査委員の採点を集計し、獲得点数の高い事業者から順に契約交渉相手方を選定する。なお、提案者が1者のみの場合は、審査委員の採点の平均点が60点以上であれば、その者を契約交渉相手方として選定する。
- (5) 書類及びプレゼンテーション審査は、令和7年8月4日（月）を予定している。
  - ① プレゼンテーションの時間  
時間：30分以内（概要説明：20分以内、質疑応答：10分程度）
  - ② 出席者  
プレゼンテーションの参加人数員は3名以内とする。
  - ③ 使用備品  
プレゼンテーション時に必要なプロジェクター等の使用機材、備品については、必要に応じて、提案者にて用意すること。※上記はあくまで予定であり、受付後に実施時間・場所等を個別に通知する。

## 1.3 審査結果

審査結果は、全参加者に公募型プロポーザル審査結果通知書により通知する。また、最優秀候補者とならなかった者からの、その理由について説明を求めることができる期間は、結果通知の日の翌日から起算して7日以内とする。

#### 1.4 審査結果等の公表

選定の手続きや過程等における公平性、透明性及び客観性を高めるため、最優秀候補者を決定したときは、次に掲げる事項を速やかに市ホームページに公表するものとする。

- (1) 業務委託等の名称
- (2) 最優秀候補者の名称
- (3) 業務委託等の期間
- (4) 全参加者の名称（五十音順）

なお、公表にあたっては、最優秀候補者とならなかった者の競争上の地位に配慮し、(4)は五十音順に記載する。ただし、参加が2者の場合は、同様の趣旨から(4)は公表しないこととする。

#### 1.5 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- (3) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

#### 1.6 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの最優秀候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

#### 1.7 その他

- (1) 言語及び通貨単位  
手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担  
書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。  
緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- (3) 参加辞退の場合  
申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、所管課あてに提出すること。
- (4) 失格事項  
次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
  - ① 参加資格要件を満たしていない場合
  - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ③ 実施要領等で示された提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - ⑤ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
  - ⑥ 見積書の金額が見積上限額を超過した場合
- (5) 著作権等の権利  
企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等の作成者に帰属するものとする。  
ただし、受託者が作成した企画提案書等の提出書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又

は転写をいう。) することができるものとする。

(6) 異議申立て

参加者は、プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

18 問い合わせ先

甲賀市役所 健康福祉部長寿福祉課

電話 0748-69-2166

FAX 0748-63-4085